

教育基本法改正法案の特別委における審議再開にあたっての声明

法案廃案に向けての正道を歩もう！
国会監視と与野党への働きかけの強化によって、
徹底審議を実現し、法案を廃案に追い込むことに全力を尽くそう！

2006年10月25日
教育基本法「改正」情報センター

1 さまざまな推測...

10月24日に開催された、衆議院教育基本法に関する特別委員会の理事懇談会において、特別委における法案審議を、実質的に今月30日から再開することが確認されました。

自民党の町村理事は、伊吹文科大臣と同様に、あと20時間から30時間の審議をすれば十分と主張し、「出口の見える審議」、すなわち、審議の早期の終了と採決を主張したとのこと。また、安倍首相は「まずは与党、政府で提出している改正案について議論を進めてまいりたい」と述べたと報じられています（時事通信10月24日）。

この間、さまざまな推測が伝えられてきましたし、今後の推移についても、さまざまな推測が展開されることでしょう。

2 みんなで、法案廃案に向けての正道を歩もう！

教育基本法「改正」情報センターは、だからこそ、あれやこれやの推測や予測に惑わされることなく、法案廃案にむけての正道を、迅速かつ着実に、歩むべきことを、強く訴えます。

具体的には、

- ① 法案の厳密なる審議を実現し、立法者意思を隅々に至るまで明らかにすること。具体的には、3年間にわたって密室で法案作成を行ってきた与党協議会の議事録を公開させた上で、政府案が現行法の原理をどのように変更し、変更された原理が学校教育法などの関連法にいかなる影響を与えるのかを、逐条的、逐語的に検証させていくこと。
- ② 日本の教育の抱える困難が、現行教基法をないがしろにしてきた文科省の文部行政に起因すること、法案は問題を解決するどころか、ますます悪化させるものであること、そして、現行法、憲法、さらには、子どもの権利条約を生かすことこそが、子どもの直面する困難を解決するのだ、ということを国会で徹底的に検証させること。
- ③ 改正法案には、日本国憲法と“逆接”する、あるいはそれと無関係な事柄が書き込まれていること、そして、それゆえに、改正法案が、そもそも、「基本法」としての特別な“力”（新しい立法の内容を方向付け、既存の法律の解釈を方向付ける力）を持ちえないこと

を追及させること（現行法が、“準憲法”的性格を有するのは、それに憲法と“順接”し、かつ、憲法に規定されている諸原理と同じくらい重要な原理が規定されているからなのです。）。

- ④ 国民、マスコミ、国会との間の真摯で、建設的な対話を徹底して実現すること
- ⑤ その上で、法案を廃案に追い込むこと。
- ⑥ これらを実現するために、一人一人が、やれること、やるべきことを、一つずつ、迅速かつ着実に、積み上げていくこと。
 - ・ 地域で、学習と対話を実行し、現行法こそが子どもの直面する困難を解決するものなのだ、という確信を広めるとともに、法案が教育問題の元凶となってきた文科行政をさらにひどくするものであることを知らせていくこと。
 - ・ 地域で、法案に反対するための、親、住民、若者、学生、教師、研究者、弁護士、保育士などの子ども関連労働者との職業、学校段階を超えた協同をつくりあげていくこと。
 - ・ 地域、東京、そして国会議員会館内での集会に参加すること。
 - ・ 本センターの「徹底監視！法案審議」のページにある「一般投稿フォーム」を利用して、「この問題を取り上げてはどうか？」「こんないい事例がある」「こんなふうに追求してはどうか？」という意見を寄せていただくこと。声を集約して、国会に届けていきます。
 - ・ 新聞、テレビ局などのマスコミに電話をかけて、「なぜこんな重大な法案について、十分な時間をとって報道しないのか？」「なぜ共謀罪のときと同じくらい真剣に教基法改正を取り上げないのか？国家による国民の自由の剥奪という点では変わらないではないか？」と質すこと。
 - ・ 特別委委員にファックスを送り、「改正で教育の何がどう良くなるのかわからない！」「規範意識を言う前に、子どもの声を受け止めてあげるの方が重要だ！」「そんな説明では納得がいかない！」「この問題を取り上げて欲しい！」「こんなふうに政府を追及してほしい！」などなど皆さんの声を日々国会に届けることです。

3 徹底審議をしなければ将来に重大な禍根を残すことになります！

徹底審議・廃案以外の道筋は、将来に重大な禍根を残すことになります。

- (1) 立法者意思を明らかにすることができないので、出来上がった法律を如何様にも解釈するフリーハンドの権限を結局は国に与えることになります。法案はただでさえ、教育行政への全権受任法としての性格を有しているのですから、ますます、その性格が強くなってしまいます。このことは政府法案 16 条（教育行政）、17 条（教育振興基本計画）について当てはまるだけでなく、前国会で語句の意味に関する質疑がまったく行われなかった 6 条（学校教育）や 9 条（教員）についても当てはまります。

- (2) 法案がもたらす深刻な問題を国民の前に明らかにしないので、現実の問題が発生すれば、誰かをスケープゴートに仕立てることを国に許すこととなります。この間のいじめ問題で、現行教基法と教師がスケープゴートになり、教育委員会の権限強化が叫ばれ、教育行政を“焼け太り”させようとする動きが展開しました。同じことが必ず起きます。学校評価と連動した全国一せい学力テストで必ず起きる、“できない”子どもを学テに参加させないという異常な事態においては、“不正競争”を行ったとして教師が指弾され、また、学テの子ども参加率 100%実現が“数値目標化”されるでしょう。教育の競争主義的性格がさらに激化し、子どもに対するストレスが強まれば、ストレスの転嫁を意味するいじめや校内暴力が深刻化することは間違いありません。しかし、これも、“子どもの規範意識の低下”を示すものとされ、子どもの管理が強化されていくでしょう。そして、学テ体制の下で拡大、固定化する格差については、「競争が手ぬるいから点数の低い学校はいつまでたっても点数が低いのだ。」として、競争をさらに激化させる口実とされることは確実です。
- (3) 前国会で声高に叫ばれた“立憲主義を排除して、2000 年の伝統を有する国、日本、という考え方を法律に書き込むべきなのだ”との改正理由が突出して残ることになり、憲法改正への第一歩を踏み出させてしまうこととなります。「個人の自由」という目的に使えるための手段としての国家という、立憲主義が想定する個人と国家との関係が教育で 180 度転換させられたという実績が残れば、それが国政全体に拡大することは必至です。

4 おわりに

国会審議の実質的な再開の直前に当り、本センターは、法案の徹底審議と廃案を実現すべく、より一層の審議監視体制の強化により国会情報を迅速かつ正確に提供し、国会審議の問題点と国会審議で取り上げられるべき論点を提起すべく、国会議員に直接働きかけ、真摯な対話活動を展開していく所存です。

皆様のご協力をお願いするとともに、臨時国会終了までの一ヵ月半、皆様とともに全身全霊をかけて奮闘したいと思います。